

一橋大学との取引における誓約書の提出について

本学では、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」を受け、研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取り組みの一環として、平成 27 年 8 月より取引業者から誓約書を提出していただくこととしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙誓約書に必要事項を記入・捺印の上、提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 提出先 〒186-8601

東京都国立中 2-1

国立大学法人一橋大学

財務部経理課契約第一係

学術・研究推進部学術情報課学術情報係

2. お問い合わせ先

<経理課>

契約第一係 042-580-8081

<学術情報課>

学術情報係 042-580-8227

3. 誓約書提出を求める対象範囲

本学と取引を行う、全ての業者。ただし、下記の者を除く。

- ・国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・学校法人
- ・国際組織、外国企業等
- ・電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等
- ・弁護士、特許、税理士事務所等
- ・商取引の相手方ではない個人
- ・その他、本学が本件の趣旨になじまないと判断した業種等

※ 参 考

通報窓口 <https://www.hit-u.ac.jp/function/inquiry.html>

お問合せ先一覧 [13 不正行為に関する通報窓口について]